

提案型トイレカー導入事業 企画提案募集要領

1 趣旨・目的

災害時の避難所におけるトイレ環境を確保し、災害関連死を防ぐため、県内事業者が企画し製造する、「新たな提案型トイレカー」（以下、「提案型トイレカー」という。）を導入する。

そこで、提案型トイレカーの設計、適切なベース車両及び車両に搭載する設備の選定と調達、それらの架装・改造・加工（外装デザイン・塗装含む）、車両の登録に係る手続き等の業務を、一体的に委託するため、企画提案を募集する。

2 事業実施主体

徳島県危機管理部 防災対策推進課 被災者支援推進室

3 事業実施形態

委託事業（本事業に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結）

4 募集対象事業

（１）委託業務名

「提案型トイレカー」導入事業委託業務

（２）委託業務の内容

次のすべての業務を一体的に実施すること。なお、本業務の実施に当たっては、提案型トイレカー導入事業業務仕様書及び別添「新たなトイレカー導入に係る基本コンセプト」に基づき、県及び関係各所と十分な連携を図りながら遂行すること。

- ア 製作仕様書及び設計書（図面含む）作成業務
- イ ベース車両の選定及び調達業務
- ウ 車両に搭載する設備の選定及び調達業務
- エ 車両の架装及び設備搭載のための改造・加工業務
- オ 外装デザイン及び施工業務
- カ その他必要と認められる業務

（３）委託業務期間

委託契約日から令和８年３月３１日（火）まで

（４）見積限度額

１５，０００千円（消費税及び地方消費税含む。）

（５）スケジュール

令和７年４月２５日（金）	公募開始
６月１３日（金）	参加申込・質問受付締切
７月１６日（水）	企画提案書等提出締切
７月下旬	選定委員会（プレゼンテーション）
７月下旬	選定結果通知
８月上旬	契約
令和８年３月１３日（金）	納品（履行期限）

5 委託契約の方法

(1) 契約方法

プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、徳島県が設置する選定委員会において、その内容を審査して最優秀提案者を契約予定者とする。

6 委託対象経費

(1) 対象となる経費

- ア 本業務の実施に必要な人件費、旅費、需用費、役務費、備品費（ベース車両及び車両に搭載する設備）などの経費
- イ その他、本業務を実施するために必要と認められる経費
- ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

(2) 対象とならない経費

- ア 車両に搭載しない設備を取得するための経費
- イ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- ウ その他本業務との関連が認められない経費

7 応募者の参加資格

応募者は、本業務を効果的、効率的に実施することができる者とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 徳島県内に本社を置き、提案型トイレカーの架装・設備搭載など、製造の主たる業務を県内事業所で実施する法人又は個人事業主であること。

(2) 次のアからケまでのいずれの事項にも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- イ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の対象となっている者。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。
- エ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないとい認められる者。

ケ 都道府県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

8 提出書類等

（１）提出書類

- | | |
|--|---------------|
| ア 参加申込書（様式第１－１号） | １部 |
| 共同企業体による参加申込の場合は、様式第１－２号を使用すること。 | |
| イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第２号） | １部 |
| 共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。 | |
| ウ 誓約書（様式第３号） | １部 |
| エ 提案団体の概要・業務実績（様式第４号） | １部 |
| オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
（個人事業主の場合は直近確定申告書） | １部 |
| カ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの | １部 |
| キ 県税及び国税に未納がない旨の証明書 | １部 |
| ク 企画提案書（様式第５号） | ６部（正本１部、副本５部） |
| ケ 見積書（様式第６号） | ６部（正本１部、副本５部） |
| コ 参考資料（企画提案内容を補足する資料）※任意（提出する場合は６部） | |

（２）提出期限等

○参加申込：提出書類（ア、イ、ウ、エ）

提出期限：令和７年６月１３日（金）午後５時必着

提出先：〒７７０－８５７０ 徳島市万代町１丁目１番地
徳島県危機管理部防災対策推進課被災者支援推進室

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

○企画提案書等：提出書類（オ、カ、キ、ク、ケ、コ）

提出期限：令和７年７月１６日（水）午後５時必着

提出先：〒７７０－８５７０ 徳島市万代町１丁目１番地
徳島県危機管理部防災対策推進課被災者支援推進室

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

（３）その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第７号）を令和７年６月１３日（金）午後５時までに提出すること。

9 応募に際しての留意事項

（１）企画提案書の作成、提出等応募及びプレゼンテーションに要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（２）提出された企画提案書、その他書類は、返却しない。

（３）無効となるプロポーザル

- ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの。
- ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの。
- カ 審査の公平性を害する行為があったもの。
- キ その他、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めたもの。

(4) 応募は1参加者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者は、本業務の他の参加者（共同企業体の構成員を含む）となることはできない。

(5) その他

- ア 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きで作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- イ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- ウ 提出された企画提案書は、情報公開の対象となり得る。
- エ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- カ 提出する資料に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

10 応募書類等に係る質問

(1) 質問の受付期間

令和7年4月25日（金）から同年6月13日（金）
午前9時から午後5時まで（土日祝は除く）

(2) 質問書の提出方法

当該募集に係る質問は、質問書（様式第8号）により行うものとし、電子メール又はFAXで提出すること。その際、件名は「「提案型トイレカー」導入事業委託業務の質問書（事業者名）」とし、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

電 話 番 号：088-621-2704

FAX 番 号：088-621-2987

メールアドレス：bousaitaisakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 質問の内容

原則として、本委託業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

質問者に対して電子メールにより回答するほか、県HP上に掲載する。

11 審査及び選定方法

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、応募者が多数の場合は企画提案書等の書類審査を実施し、その結果を基にプレゼンテーション参加者を選定する。

ア プレゼンテーション審査に参加する提案者には、日程ほか別途通知する。

イ プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

ウ 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(2) 選定基準

選定委員は、次の観点に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。なお、得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が全体の6割以上ではない場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。

(評価項目・配点)

評価項目	評価の内容	配点
企画提案の妥当性	事業の目的及び内容を十分理解した上で、具体的な企画提案となっているか。	5
	自治体で運用しやすい「仕様」「車両サイズ」等となっているか。	5
	ライフラインが途絶した被災地での運用を想定し、必要な機能等を備えているか。	5
	安全で衛生的なトイレが使用できる機能等を備えているか。	5
	女性や高齢者等に配慮したトイレの配置や、設備・機能等を備えているか。	5
	独自の企画・提案要素があるか。	5
事業の実現可能性	実現可能な内容となっているか。	5
	本事業に類似する事業の実績を有し、その知識、経験等を生かせることが期待できるか。	5
業務遂行能力	業務が遂行できる組織、管理運営体制となっているか。	5
	車両納入後のアフターサービス体制・内容は適切か。	5
経費積算の妥当性	積算に妥当性があるか。	5
	必要な機能は確保しつつ、価格（コスト）の縮減が図られているか。	5
合計		60

(採点基準)

評価区分	5 点満点
特に優れている／期待できる	5
優れている／やや期待できる	4
普通／どちらともいえない	3
やや劣る／あまり期待できない	2
劣る／期待できない	1

(3) 選定結果の通知

選定結果は全ての提出者に対し、文書により通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県HP上で公表する。

(4) 審査の経緯については公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

1 2 契約の締結

(1) 選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。

(3) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に、企画提案の内容を一部変更することがある。

(4) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すと同時に、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(5) 県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。